

社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を東京都日野市多摩平七丁目23番地の23に置く。

(目 的)

第3条 センターは、日野市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び日野市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者（以下「中小企業勤労者」という。）並びに市民に対し、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- (2) 中小企業勤労者福祉に関する各種研修会及び講習会事業
- (3) 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- (4) 中小企業勤労者のための勤労者福祉事業
- (5) 東京都および日野市が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 センターの会員は、一号会員及び二号会員の2種とする。

2 一号会員は、センターの目的に賛同して入会した市内の事業所及び団体（以下「事業所等」という。）で、構成員10人以上のものであること。

3 二号会員は、センターの目的に賛同して入会した前項に定める一号会員以外の事業所等又は個人とする。

4 会員に関し必要事項は、別に定める。

(入 会)

第6条 一号会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 二号会員については、理事長に入会申込書を提出し、その承認を得るものとし、理事長は直近の理事会で報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなし、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において一号会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) センターの定款又は規則に違反し、若しくはセンターの信用を失わせるような行為をしたとき。
 - (2) センターの事業を妨げ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上13人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事の構成は、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者又は所管する官庁出身者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事には、センターの職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときにはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は東京都知事に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、一号会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 顧問等

(顧問等)

第18条 センターに顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、総会又は理事会の求めに応じ、意見を述べるることができる。

第5章 総会

(種別)

第19条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、センターの最高の意思決定機関であって、一号会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 定時総会は、毎年度開始前及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 一号会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の規定に基づき、監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した一号会員のなかから選任する。

(定足数)

第25条 総会は、一号会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した一号会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、一号会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない一号会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の一号会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 一号会員の現在数
 - (3) 総会に出席した一号会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数等)

第34条 第25条から第28条までの規定は、理事会に準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「一号会員」とあるのは「理事」と、「一号会員総数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 入会金及び会費
 - イ 補助金
 - ウ 寄附金品
 - エ 事業に伴う収入
 - オ 財産から生ずる収入
 - カ その他収入

(財産の管理)

第36条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 センターの事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2箇月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において一号会員総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届出なければならない。

(会計年度)

第42条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において一号会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 センターは、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、一号会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、東京都知事の許可があったとき解散する。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、東京都知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する公益法人又は日野市に寄附する。

第9章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第45条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には必要な職員を置く。

(職員の任免)

第46条 職員の任免は、理事長が行う。

第10章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、東京都知事の許可のあった日(平成15年4月1日)から施行する。

2 センターの設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙役員名簿のとおりとする。

3 センターの設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。